

第17号

新風会だより

発行：平成27年4月1日

いそざき陽輔新風会

大分市長浜町 2-12-10

TEL 097(535)8260

<http://isozaki-office.jp/>

対談



「憲法改正について」

DIALOGUE

与野党の大多数の賛同を得て国民投票法や公職選挙法の改正手続が順調に進み、憲法改正が現実に展望できる所まで近づいてきました。そこで、自民党総裁直属機関の憲法改正推進本部において憲法改正の責任者を務める船田元本部長(衆議院議員)に、憲法改正の今後の進め方について話を伺いました。

船田議員は、まだ61歳ながら、25歳で初当選、当選11回のベテランであり、経済企画庁長官の閣僚歴をお持ちです。また、母方の曾祖父は、国東市では「國東(こくとう)さん」と呼ばれる元田肇元衆議院議長であり、大分県とも深い関係があります。



自由民主党憲法改正推進本部長 船田 元
自由民主党憲法改正推進本部事務局長 磯崎 陽輔

憲法が戦後の平和主義や経済成長を作ってきたと言えますが、年月を経て現実と合わない部分が出てきました。解釈によって拡大したりして現実に合わせてきましたが、本来の条文を忠実に反映させようとすると現実の状況に合わなくなってきた部分が出てきました。そこで、将来に向けて日本をより良くするために憲法を改正する必要が出てきたのではないのでしょうか。

磯崎 衆議院で与党が3分の2の議席を確保し、参議院でも憲法改正を容認する勢力が3分の2に達して憲法改正が現実的になってきました。自民党が憲法改正に積極的に取り組んでいる理由は何でしょうか。

船田 憲法改正を自民党の党是とした理由は、大きく分けて二つあると思います。一つは、憲法の成り立ちです。戦後の占領下において、GHQのマッカーサー元帥が日本に憲法改正案の作成を命じましたが、できた案は明治憲法と比較してあまり変わりがなかったのです。そこで、日本人の手に任せておいてはらちが明かないと考え、民政局に命じ、わずか8日間で英文草案を作成させました。

それを翻訳し、帝国議会で三、四箇月程度議論した結果、若干の修正はしたものの、GHQの原案に沿った形で現行憲法が成立しました。そういう経緯からして、押しつけられた憲法と言えるのではないのでしょうか。ですから、日本人自身の手で憲法を作り替える必要があります。

もう一つの理由は、その後の憲法の歩みを見ると、

磯崎 幾つか御指摘をいただきましたが、一方で、戦後70年近くこの憲法が実施され、それに基づいているいろいろな法律も成立しました。現行の憲法の中で具体的にどういう点に問題があるとお考えですか。

船田 まず第9条第1項の戦争の放棄に続く第2項において、戦力の不保持、交戦権を持たないという部分ですね。第1項は、国是というか平和主義を標榜しているのです。これはこれからも変えてはいけないものだと思います。

問題は第2項であり、「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」と規定されていますが、解釈によって自衛隊の存在がかりうじて認められているという状況です。そこは、条文の中にきちんと自衛権と自衛隊の存在が言及されることが大事だと思います。もちろん、個別的自衛権や集団的自衛権については、いろいろ議論があると思いますが、とにかく我が国が自衛権を持っているのだということを明確に憲法上に宣言をすることが必要ですね。安保法制の整備

も今取り組んでいます、大本になるのは憲法ですので、非常に重要だと思います。

それから、第79条と第89条が挙げられると思います。第79条は裁判官の報酬を下げられないということですが、実際は人事院勧告に沿って引き下げているので、現実と違ってきている状況です。第89条は、公の支配に属さない慈善、教育、博愛の事業に公費を支出してはならないとされていますが、私学助成では年間で4千数百億円の補助金を既に交付していますので、これも現実とは違ってきていると思います。

磯崎 基本的人権の部分はいかがでしょう。



船田 基本的人権は、かなり広範囲の規定がありますが、良い環境の下で生活をするという環境権、逆に国に対してはその様な環境を守る義務が生じるわけですが、憲法は地球環境保護や温暖化防止とか現代的な課題に対して何も触れていないので、付け加えていく必要があると思います。

それから、憲法の規定の中には権利が非常に多く、義務が少なく、三つしかありません。義務を増やすのは厳しい問題があると思いますが、権利の裏には義務があるということを強調する必要がありますので、そういう趣旨の条文を付け加えたいと思っています。

磯崎 ここまで自民党としてはどういう所を改正したいか伺ったわけですが、憲法改正の発議には衆議院、参議院両院の総議員の3分の2以上の賛成が必要という厳しいハードルがあります。それを踏まえたときに現実的な改正点はどこだと思われませんか。

船田 憲法改正は、内容において関連する事項ごとに区分して行うことが国民投票法で決められていますので、何回かに分けて改正を行う必要があります。自民党としては、第1回目にはできるだけ早く取り組みたいと思っています。御指摘のとおり高いハードルがあるので、できるだけ幅広い政党や勢力の賛同を得られるような改正案でまず改正を行いたいと思っています。

私は「慣らし運転」と呼んでいるのですが、我々政治家も慣れていませんし、国民投票も初めてのこと

であり失敗があってははいけませんから、幅広い勢力の皆さんに協力をいただく必要があります。そういう観点からすると、環境権などは各党の皆さんも御賛同をいただけるのではないかと思います。

それから、緊急事態も、今の憲法には全く言及がないわけですが。各国の憲法を見ると、だいたい緊急事態において何をすべきか何ができないか規定されていて、この問題についても、各党から賛意を示していただいています。

あとは、1千兆円を超える債務がある中で、何か事が起きたときにはこの問題が過熱する危険性がありますので、できるだけ財政規律を保つ必要があります。これも、大事なテーマです。それと先ほど申し上げた第79条や第89条も挙げられると思います。

磯崎 第9条の改正の実現可能性は、いかがでしょう。

船田 第1回目にはやるのは現実的ではありません。国会でも国民の間でも議論が分かれる部分なので、用意周到に準備をして国民投票で否決をされないようにしなければなりません。一定の時間が掛かるので、2回目以降の課題だと思います。

第9条について、第1項は残し、第2項を削除した上で、新たに自衛権の存在を認めるということにしたいと思っています。この点については、現状では、参議院で3分の2以上の賛成を得るのは難しいので、各党と踏み込んだ協議を続けなければなりません。例えば第2項を残したまま、第3項で自衛隊の存在を認める。そうすると第2項と第3項の平仄が合わないのではないかと思います。その辺りは知恵を絞って、できるだけ多くの政党が賛成できるように努力すべきだし、可能性は十分にあると思います。



磯崎 これまで憲法改正草案は自民党が2度出しているのですが、自民党だけで憲法改正をしているような誤解もあると思います。国民投票法の制定や、その後の課題の解決にたくさんの政党が協力してきたと思いますが、その辺の経緯を少しお聞かせください。

船田 憲法改正の重要な手続である国民投票の制度がしばらくなかったわけですが。憲法改正の現実味がなかつ

たからとも言えますが、国会としてはあらかじめ定めておく必要があったのに、それをしなかったのは国会の怠慢であったと思っています。今から9年ほど前に国民投票制度の法律を作るという話が始まり、7年半前に成立をしました。しかし、何歳から投票できるかという問題で議論が十分尽くせないまま最初の法律ができてしまいました。

昨年、法改正を行い、改正後4年間は20歳、その後は18歳から投票できることになりました。これは、憲法の中身ではなく手続の議論なので、できるだけ多くの党の御賛同をいただきたいと思い、努力して7党1会派の御賛同を得て国会に法案を提出しました。世界の8割以上の国々で18歳から選挙権を有する状況なので、世界標準になったと言えます。

さらに、国民投票が18歳からで、同じ投票行為の選挙が20歳ではおかしいので、そろえた方がいいという話が出てきました。昨年後半に精力的に議論し、前回と同じ7党1会派の枠組みで賛同を得て、公職選挙法改正案を議員立法で提出しましたが、解散で廃案となったので、今国会に再提出しました。

磯崎 現在、国会において憲法改正の議論をしてもいいという勢力が3分の2以上ありますね。今後は、自民党の憲法改正草案のままですと通すのは難しいので、議論をしてもいいという政党と共に憲法改正原案を作成する手続に入るわけですが、どのような形で原案ができていくとお考えでしょうか。

船田 協議をする相手が多いので断言はできませんが、公の場である衆参両院の憲法審査会を中心に第1回目の憲法改正のテーマの絞り込みを行う必要があると思います。ただ、全て公の場で行うと、憲法改正そのものに反対の党もあるので、絞り込みには時間が掛かると思います。具体的に各党間で詳細な詰め作業や条文の調整をするようなときには、公の場で議論するより、まず憲法改正に賛同する各党間でプロジェクトチームを作り、基礎的な議論を行って、それを憲法審査会にフィードバックして進めるというように両方を有効に使っていくことが必要かと思っています。

磯崎 そのような手続を行って、どのくらいの目途で憲法改正ができるとお考えですか。

船田 来年の夏に参議院議員選挙があるので、常識的に考えると、参議院議員選挙後に憲法改正を発議して、その後数箇月の憲法改正運動の期間を経て国民投票という運びでしょうか。

磯崎 今年から来年にかけて憲法改正論議を盛り上げていかなければなりませんね。憲法改正は最終的には国民投票で決定されるわけですから、国民の中での憲法議論を今から盛り上げていかなければなりません。今後どういうことをお考えですか。

船田 まず自民党の組織の中で地方組織も含めて憲法研修会を二十数箇所ほど行ってきました。まだ行っていない都道府県もありますし、選挙区支部単位や更に細かい単位でやりたい所も出てきましたので、それにはできる限り私たちが向かってこれまでの議論や進め方をお知らせして機運を盛り上げていきたいと思っています。

一般の皆さんには、マスコミを通じてお話をする必要があります。ただマスコミで話すときは、我が党だけでなく他の政党や憲法改正に反対の政党も入るので、我が党としてのPRをする場としては若干制限があると思います。しかし、そういう場で地道に我が党の考え方を訴えることが重要だと思います。それから、様々な外部の民間組織がありますが、幾つかの組織が憲法改正に賛意を示しておられるので、そういう皆さんとの連携も必要だろうと思います。特に憲法改正について署名運動をしたいという方々もいるので、積極的に取り組んでいただき、我々も協力していくことを考えています。

磯崎 憲法改正手続で国民投票は、発議後60日以上180日以内の期日に行います。普通の選挙では一番長い知事選挙や参議院議員選挙でも17日間ですから、はるかに長いですね。それだけ慎重な手続でやるのだということ国民に訴えて、議論を尽くすことを理解してもらいたいと思います。

船田 磯崎先生には憲法改正推進本部の事務局長として一層忙しくなると思いますが、私も憲法改正の実現までがんばりたいと思いますので、よろしくお願いたします。



※ホームページのアドレスが変わりました。 <http://isozaki-office.jp/>

「日本国憲法改正草案Q&A」も、ホームページから御覧いただけます。

携帯サイトは、右のQRコードからアクセスしてください。



新風会ひろば



大分放送で収録の国会議員討論会



BS日テレ「深層NEWS」に出演



臼杵市連合消防団出初式



大分西部郵便局長会通常総会で



第三次安倍内閣で総理補佐官に再任



中九州自動車道開通式テープカット

自民党に入党して、磯崎陽輔を支えてください。

自民党では、現在、党员獲得運動を行っています。議員ごとに党员獲得目標が定められ、当支部は、1,000人とされています。

つきましては、磯崎陽輔が支部長を務める自民党参議院選挙区第一支部に入党いただき、磯崎陽輔の活動を支えていただくようお願いします。

また、既に党员になっていらっしゃる方も、是非とも御家族の入党に御協力をお願いします。

◆入党資格◆

- 1 わが党の綱領、主義、政策等に賛同される方
- 2 満18歳以上で日本国籍を有する方
- 3 他の政党の党籍を持たない方

一般党员 党費年額 4,000円
 家族党员 党費年額 2,000円

※入党申込書を送付させていただきますので、事務所まで御連絡ください。